



保育所等訪問支援事業

保育所等訪問支援事業とは、保護者の希望により保育所（園）やこども園、幼稚園や小学校など児童が集団生活を行う場において、保育所等訪問支援員が園や学校を訪問し、お子さまが集団生活にうまく適応できるように、お子さまの様子やその集団の環境に応じて、直接的に関わり、環境や関わりの工夫を先生方と一緒に考え支援を行い、集団生活への適応を促すことを目的としています。

支援内容に関しては、保護者の要望だけでなく、園や学校の方針や、先生方と話を決めていきます。



お子さまの関わり

生活場面や余暇支援等、個別の関わりを通じて、集団生活の不安や混乱を和らげる支援を行います。

お子さまの状況や先生方のお話から、アセスメントを実施し、個別支援計画を作成します。



対 象

保育所（園）・幼稚園・認定こども園
小学校・特別支援学校・放課後児童
クラブ（学童保育）・乳児院などに
所属しているお子さま。



頻 度

原則、月に1から2回

頻度に関しては、お子さまの状況に応じ、モニタリング会議にて決めます。

適応できる姿が見られるようになったら訪問回数の変更やサービスの終了を検討していきます。



施設職員や先生方と連携

訪問支援で実践した支援方法やエピソードを先生方と共有し、環境設定や支援方法等の助言や提案を行います。

関係機関と連携



必要に応じて、エールぎふ、教育委員会、子ども相談センター、保健センターなど、他機関と連携し園の生活をサポートします。

モニタリング

定期的に先生方、保護者、訪問支援員や児童発達支援管理責任者などで、お子さまの成長や支援の内容について確認します。
園や学校の先生方が参加しやすい時間や場所で行います。



*訪問支援は、療育経験のある保育士・児童指導員などが行います。

*訪問支援は、担当訪問員と支援方法を一緒に考えていくものであり、指導ではありません。

*訪問は、保護者からの依頼に基づく障がい福祉サービスの一つであり、市役所からの福祉サービスの支給決定を受けて実施するものです。年齢によって利用者負担があります。

岐阜市児童発達支援センター

〒502-0082 岐阜市長良東3丁目93番地

お問い合わせは・・・

岐阜市立恵光学園

TEL (058)232-4551

FAX (058)296-0107

MAIL keikou@city.gifu.gifu.jp